

## はじめに

この報告書は、平成 19 年 6 月に公布されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに同法第 26 条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されたことにより作成しました。

この改正の趣旨は、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進にあります。この規定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてとされています。

本報告書については、教育に関する学識経験を有する方に、市教育委員会が取り組んだ事務事業に関し評価をお願いしました。知見の活用を図ることにより、その評価を真摯に受け止め、これからの教育委員会活動の透明性をより高め、更なる説明責任を果たすべく努めてまいります。

平成 30 年 8 月

福生市教育委員会